

第 15 回延岡市農業委員会会議録

(令和 3 年 9 月 28 日)

1. 開催日時 令和3年9月28日（火）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	井 本 みつよ	3	松 田 宗 史
4	牧 野 博 文	5	緒 方 武 彦	6	林 早 苗
		8	大 戸 孝 一	9	高 橋 正 二
10	安 藤 重 徳	11	矢 野 光 一	12	星 川 千鶴代
13	貫 藍	14	松 下 康 廣	15	菊 池 光 雄
16	花 畑 志良一	17	片伯部 芳 徳	18	原 田 博 史
19	佐 藤 純 子				

4. 欠席委員 1 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 22名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 幸 元	2	吉 田 嘉	3	久 富 喜 良
4	梅 田 稔 夫	5	遠 田 祐 星	6	黒 田 啓 睦
7	山 田 博 敏	8	松 田 成 歳	9	酒 井 渡
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	甲 斐 安太郎
13	高 橋 利喜哉	14	甲 斐 正太郎	15	甲 斐 詳 三
16	木 村 俊 一	17	田 口 誠	18	松 原 学
19	小 野 厚 文			21	赤 木 常 信
22	黒 田 五 司	23	甲 斐 信 良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 93 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案第 94 号 農地法第3条 賃借権の設定について
 議案第 95 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 96 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・中間管理機構）
 議案第 97 号 農地法第4条の許可申請について
 議案第 98 号 農地法第5条の許可申請について
 議案第 99 号 非農地証明願いについて

- 報告第 58 号 農地法第4条の届出について
 報告第 59 号 農地法第5条の届出について
 報告第 60 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 61 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 19 号 農用地利用配分計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	竹 内 祐 子
農 地 係 総括主任	永 友 孝 生	農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

	(総会資料の訂正) □総会資料 2 ページの整理番号 1 番について、下から 3 番目の地番が間違っていましたので、委員の皆様配布している資料と差し替えてください。 □総会資料 18 ページ 4 条許可申請の整理番号 2 番について、申請地漏れがあったため今回取下げとなりました。 -----
事務局	定刻となりました。会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 15 回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局長	はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号8番 大戸孝一委員と委員番号 14 番 松下康廣委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 93 号 農地法第3条使用貸借権の設定についてから議案第 99 号 非農地証明願いについてまでの議案7件、報告案件4件、協議案件1件となっています。議案書の確認をお願い致します。 なお、本日は、9月 15 日に開催した「第5回 延岡市農業委員会に関する検討委員会」について井本委員長に報告していただきます。また、総会の終了後に研修会を予定していますのでよろしくお願い致します。 それでは、議案第 93 号 農地法第3条使用貸借権の設定について提案致します。整理番号1番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。
井本委員	委員番号2番の井本です。整理番号1番についてご説明致します。 9月 25 日に私と矢野推進委員、貸人、借人の4人で現地調査を致しました。貸人は 70 代男性、借人は 40 代男性、親子関係で北川町在住の同居人です。農地の所在は瀬口地区で、田 9 筆、畑 29 筆、計 38 筆 15,311.61 m²です。 調査の結果、田9筆は全部、稲を耕作していました。残りの畑 29 筆は、あちこち点在しており、シキミや柿の木が植えてあり、場所によっては山中にあり、竹や雑木が生えて境界が分からない箇所もあり、その場所に辿り着くことも出来ず、遠くから眺めただけです。非農地申請を勧めましたが、貸人からは現状のままで良いとの返答でした。自宅周りにある畑だけは自家消費の野菜を作っていました。 理由としましては、借人が農地を購入するための使用貸借権の申請です。地域との調和要件については問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の 1 ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、井本委員

		より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長		ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員		(挙手)
議 長		ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
		続きまして、議案第 94 号 農地法第3条賃借権の移転について提案致します。整理番号1番について、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。
片伯部委員		整理番号1番について説明致します。所在は東浜砂町2筆、長浜町1筆の田3筆、合計 3,053 m ² です。この3枚の田については、現在も稲が作られており、今年も収穫するとのことでした。貸人が東浜砂町在住の男性、借人が惣領町在住の男性です。契約内容は5年間の賃借契約となっております。 借人の状況は0m ² となっていますが、今回、新規就農者として農業を始めたいと、今回の申請に至りました。貸人が新規就農者として借人を育てたいとのことで、農業機械に関しては、貸人のものを貸して、新規就農を応援するとのことでした。 9月24日に貸人、借人、横山推進委員、私の4人で現地調査を行いました。現地を見た限りでは、用水路、排水路ともにしっかりしており、何ら問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長		次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局		はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の2ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、片伯部委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長		ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員		(挙手)

議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして議案第 95 号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。整理番号1番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。
井 本 委 員	はい。9月 25 日に私と矢野推進委員、借人の3人で現地調査を致しました。 議案第 93 号で承認された農地の近くで、イチヨウの木がきれいに植えられていました。このイチヨウの木はどうするかを尋ねたところ、暫くはこのままにしておくと言われました。田に戻さないのですかと再度尋ねたところ、先々は田に戻すとのことでした。地域との調和要件については問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号2番について、委員番号6番 林早苗委員より説明をお願い致します。
林 委 員	はい。9月 24 日に譲受人、田口推進委員、私の3人で現地調査を行いました。農地の所在地は北方町下鹿川で、田2筆の計303 m²、現況は畑になっています。この土地は、地元の方8名による共有地です。農地の譲渡人、譲受人ともに下鹿川在住の方です。 譲渡人は譲受人の叔母にあたり、高齢で後継者もないことから、譲受人に共有持ち分を無償譲渡するとのことでした。譲受人は、現在 8,830 m²の農地で主に稲作をしており、譲受の理由は、経営規模拡大です。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	整理番号3番について、遠田祐星農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
遠 田 推 進 委 員	第5地区推進委員の遠田です。整理番号3番についてご説明致します。 所在は鹿狩瀬町の2筆、登記地目は畑、面積は 244 m²と 339 m²の計 583 m²で、譲渡人、譲受人はともに鹿狩瀬町在住の方です。労力人は3人で、理由としましては経営規模拡大となっています。 9月 21 日に松田(純)委員、私と譲受人の3人で現地調査を行いました。こちらの農地は数年間作付けが行われていなかった農地で、現状はきれいに管理されている畑でした。譲受人はこの畑で果樹を栽培したいと考えているそうです。地域との調和要件については問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の 3 ページから 5 ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事ですので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長	何かございませんか。 はい。原田委員。
原 田 委 員	18 番の原田です。整理番号 1 番について、田にイチヨウの木が植えてあり、先々は田

	に戻すという話でした。また、議案第 93 号では現地に行けないところがあって非農地を勧めたという案件もありましたけど、こういった案件を農業委員会として質問もなく、承認してしまうのはいかなものかと思います。このことは本市の農業委員会だけの問題だけではなくて、全国の農業委員会で抱えている問題だと思います。事務局の判断としてはどうなのかお聞きしたいと思います。
事 務 局	はい。先程の説明の中で、イチヨウの木が植えてあるとか、非農地に該当しそうな場所があったということですが、申請人からは農地として耕作すると話を伺っていたので、今回提案させてもらいました。今回の指摘を踏まえて、指導していこうと思います。
原 田 委 員	私は議案第 93 号のことだけを話しているわけではありません。県北地区でこういう状況がたくさん出てきていますし、議案にかけて異議なしで承認して、事務局は問題はないのかなと。事務局としても現地に行っているとのことなので、事務局が責任を持ってくれるのならいいのですが、今後大きな問題も出てきそうなので、少し考えていただきたいと思います。
議 長	譲受人も農地として取得しようとしているので、このままにしておくわけではないと思います。事務局からも監視及び指導をお願いします。
原 田 委 員	本市の農業委員会として、きちんとした見解を持って協議してもらいたいと思います。田にイチヨウの木が植えていても問題ないだろうと審議が進んでいくのはいかなものか。農業委員会としてしっかりした考えをもってくれれば良いです。
花 畑 委 員	今の話ですが、イチヨウは畑に植えても問題ないと思いますが…。
菊 池 委 員	イチヨウの木を利用するのか、実を取るのかで違うと思います。どう解釈するのかは委員会の判断だと思います。実を取るのであれば作物として認めていいと思います。
井 本 委 員	譲渡人の話では、イチヨウの実を収穫しているそうです。譲受人は会社員で農地を持っていないので、議案 93 号 使用貸借権の設定で父から農地を借りて農地を取得しようとしています。
佐 藤 委 員	質問なのですが、会社員の方がこれだけの土地を管理できるのでしょうか。それと、原田委員の意見を踏まえて、簡単に賛成の意見を出してしまいましたが、考える余地もあると思いますので、もう一度採決してもいいのではと思います。
原 田 委 員	私は採決に反対しているわけではありません。農業委員会として今の実情を考えて欲しいと言ったのです。井本委員たちが現地調査に行っていますし、地域との調和要件も問題ないと発言されましたので良いのかなと思います。
松田(宗)委員	将来的には遺産相続も考えられるので、わざわざこんな事をしなくても良いのではないのでしょうか。
井 本 委 員	譲渡人に対して、私も相続の話はしました。
議 長	色々意見が出ているようですがどう扱いましょうか。
事 務 局 長	はい。この議案に挙がっているものは、事務局で決裁をして挙げているものでありま

		す。現地調査につきましては各農業委員の報告通りだと思います。今回の件につきましては、各農業委員からの意見を踏まえて適切な指導をしていきたいと思います。 また、イチョウの木を植えていることそのものが悪いことではないと事例があったと思いますので、根拠を示した上で指導していきたいと思っていますのでございます。
議	長	事務局からも意見が出たところですが、他に何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして議案第 96 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事 務 局		はい。それでは議案第 96 号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は9ページから 16 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。 契約内容につきましては、5年間又は 10 年間の使用貸借権と賃借権となっています。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸付けを行う案件です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いします。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
事 務 局		続きまして、議案第 97 号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。なお、整理番号2番は今回取下げとなっております。
議	長	それでは、整理番号1番について、遠田祐星農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
遠 田 推 進 委 員		はい。所在は祝子町、地目が畑、地積 165 m²です。申請人は緑ヶ丘在住の方で、申請理由は宅地の追認申請となっております。9月 24 日に松田(純)農業委員と私、県の担当者、事務局 2 人、申請人の担当者の6人で現地調査を行いました。 位置図をご覧ください。白い部分と斜線部は一体となった土地ですが、斜線部だけが農地として残っております。元々は建物が建っていましたが、現地調査時点では更地となっていま

		した。今回は追認ということで、土地全体を貸駐車場として運用していきたいとのことです。周りに隣接した農地もなく、問題ないと判断しました。ご審議の程、よろしくお願いします。
議 長		次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局		はい。農地区分につきまして説明致します。 整理番号1番については、住宅地や山林で分断された生産性の低い第2種農地となり、付近に3種農地が無い場合など原則許可となるため、立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準につきましては、既に転用済で始末書が提出されている追認申請であり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をお願い致します。
議 長		ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしという事ですので、この許可申請につきましては県に進達致します。
議 長		続きまして、議案第98号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。
委 員		それでは、整理番号1番から3番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
山田推進委員		推進委員の山田です。整理番号1番から3番について説明します。まず、整理番号1番ですが、所在が野地町5丁目の計11筆2842.57㎡で、全て畑です。 譲渡人が13名、譲受人が延岡市土地開発公社になっております。理由は、県体育館駐車場整備となっております。位置図をご覧ください。場所は延岡市消防本部から道路を挟んで北側の部分で、現在は畑となっておりますが、2年位前までは耕作者がいて耕作しておりました。今は雑草が生えています。9月24日に県の担当者、市の工事担当者、事務局、甲斐会長と私で現地調査しました。 次に、整理番号2番について説明します。所在は野地町5丁目の計6筆の2,291㎡です。譲渡人は大貫町在住の方、野地町在住の方2名で、譲受人は延岡市土地開発公社です。理由は、県体育館駐車場整備となっております。位置図をご覧ください。No.1の申請地は地目畑の雑草地で、道路と同じ高さになっています。No.2の申請地は田として利用しており、道路から1m程低くなっております。周りは水田に囲まれています。周辺農地の営農への影響は無いと思われます。 次に、整理番号3番について説明します。所在は大貫町の5筆1,119㎡で田と畑です。譲渡人は3名で、譲受人は整理番号1番、2番と同じく延岡市土地開発公社です。理由も同じく県体育館駐車場整備となっております。周りで耕作している農地はないので、営農への影響は無く許可相当と判断致しました。ご審議の程、よろしくお願いします。
議 長		次に、整理番号4番について、遠田祐星農地利用最適化推進委員に説明をお願い致します。
遠田推進委員		はい。推進委員の遠田です。整理番号4番について説明致します。所在地は尾崎町の3筆

議 長	で地目は田、地積は計419 m²となっています。譲渡人は神奈川県平塚市在住の方で、譲受人は無鹿町在住の方です。理由としましては、農家住宅の建設です。 9月24日に松田(純)委員と私、県の担当者、事務局2人、譲受人で現地調査をしました。譲受人は祖父が農業を営んでいまして、会社員をしながら農業の手伝いをしているとのことでした。譲受人は年齢も若く、将来は専業農家になることも検討しているということでした。重要な担い手になり得ると思います。 位置図を見てもらいますと斜線部の土地は、付近の田に隣接しているように見えますが、実際は斜線部の土地は1～2m高い農地で、今まで田ではなく畑として活用されていたようです。この土地に農家住宅を建設する計画ですが、まだ法面の整備が十分にされていなかったもので、確実に行うように伝えました。排水などは問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。
大 戸 委 員	次に、整理番号5番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願い致します。 委員番号8番の大戸です。所在地は北浦町古江で地目は畑1筆、地積は 140 m²です。譲渡人、譲受人ともに北浦町在住の方です。9月 24 日に譲受人、県の担当者、事務局、松原推進委員と私で現地調査を行いました。位置図を見てもらうと分かると思いますが、申請地の北側は東九州自動車道、西側は山、南側は家庭菜園的な農地がありますが、今回、境界をはっきりさせるためにブロックで境界を造るということでした。特に問題はないと思いますので、ご審議の程をよろしくお願いします。
議 長	次に、整理番号6番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。 委員番号9番の高橋です。整理番号6番について説明致します。所在が上伊形町で地目が田1筆の 338 m²です。譲渡人は上伊形町在住の方で、譲受人は旭ヶ丘在住の方です。理由是一般住宅建設となっております。 9月 24 日に県の担当者 1 名、事務局2名、譲渡人、譲受人、甲斐(安)推進委員、私の計7名で現地調査を行いました。位置図のとおり、申請地は上伊形町への入り口付近で、鮎の養殖場から道路を挟んだ場所になります。現況は埋め立てられていて畑として利用されていました。西側に農地が広がっていますが、排水等もしっかりしており、営農への影響は無く許可相当と判断致しました。ご審議、よろしくお願いします。
議 長	最後に、整理番号7番について、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。 整理番号7番について説明致します。所在地は東浜砂町の畑2筆、計 758 m²です。賃貸人は浜砂2丁目在住の方、賃借人は浜砂3丁目の法人となっています。理由は資材置場及び従業員の駐車場として利用するそうです。 9月 24 日、県の担当者、事務局2名、賃借人、横山推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。ご審議の程、宜しくお願いします。
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。 はい。農地区分につきまして説明致します。 まず、整理番号1番、2番、3番についてですが、税務署等国合同庁舎から概ね 300m 以内に存在する第3種農地で原則許可となるため、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、水路等周辺農地の営農へ

		の影響は無く許可相当と判断致しました。 次に整理番号4番については、申請地の南側に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地は周辺に家屋が連なり、例外規定である日常生活上必要な施設として集落接続に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。 次に整理番号5番については、申請地の南側及び東側に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地の周辺は家屋が連なり、例外規定である日常生活上必要な施設として集落接続に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しております。 次に整理番号6番につきましては、申請地周辺は養魚場や山林で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。 最後に整理番号7番については、申請地の西側に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地の周辺は家屋が連なり、事業所からも近く利便性のある業務上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しております。 以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。
議 長		ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
松 下 委 員		はい、松下委員。 整理番号4番、5番、7番は第1種農地となっていますが、農業振興地域の青地、白地はどのようなのでしょうか。
事 務 局		はい。質問のありました整理番号4番、5番、7番は全て白地となっております。農用地区域外となっております。
議 長		他にございませんか。 ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達致します。
牧 野 委 員		続きまして、議案第99号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願いします。 整理番号1番についてご説明致します。所在は下三輪町、登記地目は畑の1筆で、地積は26㎡です。申請人は埼玉県在住の方です。現況は雑種地であります。 9月19日に私と甲斐(秀)推進委員、高橋農業委員の3人で現地調査を行いました。位置図を見ていただくと分かりますが、道路の一部になっておりまして、実際は舗装されていまして、以前から農地以外の土地であったようで、現況はどう見ても非農地と判断せざるを得ませんでした。説明は以上でございます。
議 長		ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。

委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事 務 局	それでは、事務局より報告事項について説明致します。 初めに報告第 58 号 農地法第4条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書の 31 ページに記載しておりますが、1件の届出があり、田3筆の 775 m²の転用となっております。 次に報告第 59 号 農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書の 33 ページから 34 ページに記載しております。全部で 11 件の届出があり、田が7筆の 1,271 m²、畑が 5 筆の 1,403 m²、合計 12 筆の 2,674 m²の転用となっております。
事 務 局	引き続き、報告第 60 号 農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の 36 ページから 42 ページに記載しております。全部で 35 件の届出があり、田が 75 筆の 63,126 m²、畑が 1 筆の 671 m²、合計 76 筆の 63,797 m²の合意解約となっております。 報告第 61 号 農地法第3条の3第1項の届出について説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。議案書の 44 ページから 46 ページに記載しております。全部で6件の届出があり、田が 47 筆の 36,972 m²、畑が 16 筆の 7,446 m²、合計 63 筆の 44,418 m²となっております。 この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。
議 長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。 無いようですので、次に協議第 19 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。それでは、協議第 19 号 農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第 96 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。 議案書の 48 ページの整理番号1番から 50 ページの整理番号 37 番まで沖田第一地区での集積計画となっております。 次に、議案書の 50 ページの整理番号 38 番から 55 ページの整理番号 101 番まで個別案件での集積計画となっております。 今回の配分計画では、35 名の出し手から計 101 筆、86,666 m²の農地を個人 23 名、1法人に配分する計画となっております。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。 質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。 以上を持ちまして第 15 回、定例農業委員会のすべてを終了します。

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

8 番 大 戸 孝 一

14 番 松 下 康 廣